

前回いただいた御質問について

技能実習生の報酬に関する説明書

技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

1 技能実習生に対する報酬

①技能実習生の氏名 ※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。	ローマ字		
	漢字		
	ローマ字		
	漢字		
ローマ字			
漢字			
②技能実習生の職務内容や責任の程度			
③技能実習生の年齢、性別及び経験年数 (才) (男 ・ 女) (経験 年)			
④技能実習生に対する報酬	月給	円 / 時間給	円
⑤第1号技能実習での報酬	月給	円 / 時間給	円
⑥第2号技能実習での報酬	月給	円 / 時間給	円
⑦その他			

(注意)

- ①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- ③の経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。
- ④から⑥までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、⑤は第2号技能実習又は第3号技能実習の場合、⑥は第3号技能実習の場合に記載すること。
- ⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

2 同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合

①比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度	
②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数	(才) (男 ・ 女) (経験 年)
③比較対象となる日本人労働者の報酬	月給 円 / 時間給 円
④技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であるとする理由	
⑤その他	

(注意)

- ①は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。
- ②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
- ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。
- ⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

3 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合

①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度		
②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数	(才) (男 ・ 女) (経験 年)	
③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬	月給 円 / 時間給 円	
④資金規程の有無及び資金規程に基づく資金	規程の有無	有 ・ 無
	有の場合	資金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬 月給 円 / 時間給 円
⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であるとする理由		
⑥その他		

(注意)

- ①は、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。
- ②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
- ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。
- 資金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、資金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該資金規程を参考資料として添付すること。
- ⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

㊦

外国人労働者の状況

現状 ○外国人雇用状況届出※¹によると外国人労働者数は増加傾向にあり、平成29年10月末時点の届出状況では、1,278,670人となっている。※¹ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条に基づく制度。届出の対象は、雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く。）。

○労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合、事業者は、労働者死傷病報告（様式第23号）※²を所轄の労働基準監督署長に提出する義務があるが、従前の本様式には、国籍や在留資格等の記入欄が設けられていなかった。※³。

※² 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条第1項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条に基づく報告様式
※³ 外国人労働者の労働災害発生状況は氏名等から外国人労働者であることが確認できた場合のみ集計。

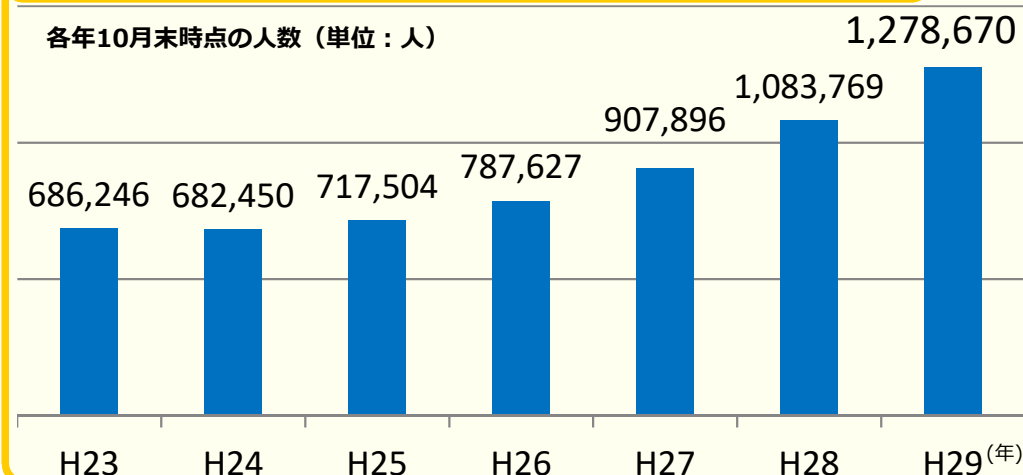
取組

○労働災害防止のための施策を推進するため、被災者が外国人である場合※⁴に**国籍・地域**及び**在留資格**について新しい様式を用いて、事業者から所轄の労働基準監督署長に報告させ外国人労働者に係る労働災害を詳細に把握する。

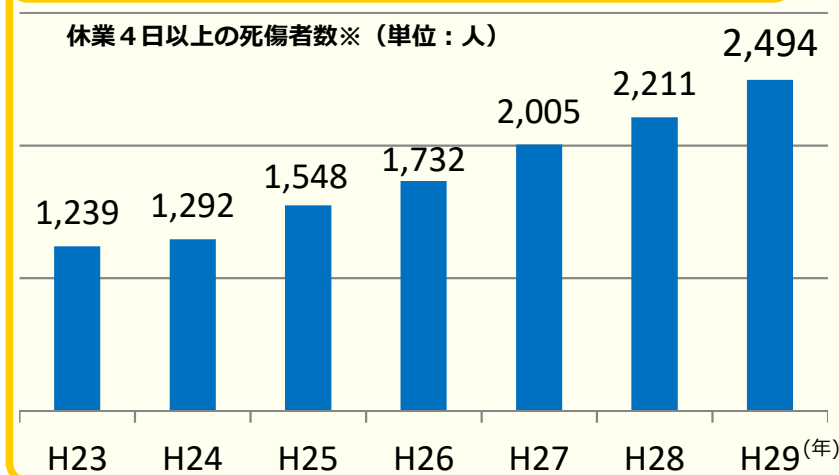
※⁴ 特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く。

○様式第23号により報告された情報から外国人労働者の労働災害の傾向等を分析し、安全衛生教育に役立つ外国語教材を充実させる等、外国人労働者が理解できる方法による安全衛生教育を実施する事業者の取組みを支援。

外国人雇用状況届出による外国人労働者数の推移



外国人労働者の労働災害発生状況の推移



※労働者死傷病報告において外国人であることが確認できた場合のみ集計

